②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出期間　平成26年12月８日（月）から平成26年12月12日（金）までの毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで（提出日時は、事前予約すること）

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム　電話03―5323―4782

提出方法　持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

申請書は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照）

なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

③　登録資格の有効期限　認定の日から上記１に示した全ての工事（当初工事及び契約予定工事）が完成する日までとする。ただし、落札者以外の共同企業体にあっては、当初工事に係る契約が締結される日までとする。

3　総合評価に係る事項

⑴　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高いものが２名以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべきものを決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

価格評価点＝100×（１－入札価格／予定価格）

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　施工計画

②　配置予定技術者のヒアリング

⑷　施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑸　上記⑶及び⑷の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑹　失格要件　「施工計画」が未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、「施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

⑺　評価内容の担保

①　落札者の提示した施工計画、施工体制等は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

②　施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③　受注者の責により入札時の施工計画の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

4　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

⑴　入札参加者は、１⑷に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

⑵　落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

⑶　個別工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

⑷　１⑷に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。

5　入札手続等

⑴　入札説明書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成26年12月５日（金）から平成27年２月23日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間を除く。）。

②　交付方法　入札説明書等は、東日本都市再生本部ＨＰに記載。

⑵　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成26年12月８日（月）から平成26年12月19日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

②　提出方法　申請書の提出については電子入札システムで提出すること。資料の提出については上記に示す提出場所まで持参すること。ただし、発注者に紙入札の承諾を得た場合については、申請書についても上記に示す提出場所まで持参すること。なお、持参に当たって、資料提出の３営業日前迄に下記に示す提出場所へ提出日時を連絡し、内容を説明できる者が持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

③　提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号（新宿アイランドタワー17階）独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　工務検査部土木管理チーム　電話03―5323―2957

④　配置予定技術者ヒアリングの日時場所　ヒアリング開催日時については資料提出時に日程調整を行ったうえで、平成26年12月22日（月）から平成26年12月26日（金）の間に当機構東日本都市再生本部にて行う。

⑶　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の受付日時及び入札書の提出方法

締切日時　平成27年２月24日（火）午前10時から正午まで

提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札チームに持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

②　開札の日時及び場所

日時　平成27年２月25日（水）午前10時（予定）

場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム　電話03―5323―4782

※入札執行回数は、２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑷　当該工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

6　工事地区内の内覧について　本工事の対象区域の内、当機構管理地外周には侵入防止柵が設けられており、自由に立ち入りできません。申請書提出予定者で柵内への立ち入りを希望する者には、以下の条件での立ち入りを可能とする。

・立ち入り可能期間　平成26年12月８日（月）～平成26年12月19日（金）

・立ち入り希望日の受付　平成26年12月12日（金）までに５⑵の提出場所で希望日を受け付ける。

7　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。